

平成 19 年度事業計画書

(自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)

1 . 活動の基本方針

公益法人制度改革への対応を最重要課題と位置づけ、上部団体である全国法人会総連合の指導を得ながら、県内各単位会全ての会が平成 25 年度までに「公益法人」への移行を目指すこととする。

このため、「公益法人」の内容を理解できるよう研修会を開催し、事業活動もこれに合致するよう意識的に行うこととする。

なお、国が推進している電子申告・電子納税(e-Tax)の普及についても、県連、単位会が協力し、あらゆる機会を通じてPR活動を行う。

このようなことから、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置くとともに、地域社会との共生を目指し社会貢献活動にも積極的に取り組むこととする。

2 . 主な事業計画

(1) 組織の充実強化

会員組織率については 60%を県連の当面の目標とし、標準加入率を下回っている単位会は全法連の定める「会員増強特別運動月間」(9月～12月)に集中的に活動を展開するとともに、会員の脱落防止にも努める。

(2) 研修活動の充実

各単位会にあっては、会員のニーズを的確に把握し、タイムリーな研修活動を推進する。県連としては全法連、東北六県連主催の研修会等に参加できるよう支援を行う。また、全法連表彰の研修部門で今年度も入賞を目指し、単位会ごとに研修参加人数で前年実績を維持するように努力する。

(3) 地域社会貢献活動の推進

各単位会の社会貢献活動は地域に密着した多彩な活動が展開されており、今年度も親会、青年部会、女性部会が一体となり活動の展開を図る。

また、税を考える週間にあわせて各単位会では趣向を凝らし税の啓発活動を行うこととする。

(4) 福利厚生制度の推進

法人会の福利厚生制度は会員企業の経営安定化と福利厚生制度の充実に大きな役割を果たすとともに、各単位会の財政基盤の充実の一翼を担っている。このため計画的に福利厚生制度連絡協議会を開催し、厚生制度の一層の普及推進を図る。

(5) 税制改正への対応

わが国は国・地方における厳しい財政状況のもとで、歳入・歳出の改革が避けられない状況となっている。また、少子・高齢化の急速な進展の中で、日本経済の再生を図るため構造改革、地方分権の推進等も不可欠な状況にある。

このような状況を踏まえ税のオピニオンリーダーとして会員の意見を吸収し、積極的に税制改正要望を提案する。

3 . 事業内容

(1) 総務関係

通常総会・臨時総会の開催
正副会長会議・委員長会議・理事会の開催
税務当局並びに友誼団体との連絡会議への出席
表彰及び慶弔に関する事項
収支計算書及び収支予算書(案)の作成
情報公開に関する事項
受託団体運営に関する事項
公益法人制度改革の研究
岩手県法人会館の運営に関する事項
総務委員会の運営

(2) 事業関係

所管法人対象の研修会、懇談会等の開催
単位会の研修事業強化のため、講師、教材等の斡旋及び部会の育成
地域社会貢献活動の推進
マスコミによる宣伝活動への支援並びに単位会活動の各種情報提供
事業委員会の運営

(3) 組織関係

会員増強の推進に関する情報交換
単位会組織の強化・拡大
青年部会連絡協議会並びに女性部会連絡協議会の開催
組織委員会の運営

(4) 税制関係

税制に関する調査・研究
税制改正に関する意見要望
行財政改革・税制改革推進運動の実施
税制改正要望全国大会への参加
税制委員会の運営
e - T a x の普及推進活動

(5) 福利厚生関係

福利厚生制度の普及推進並びにセミナー等の開催への支援
福利厚生制度推進連絡協議会並びに本部・支部役員懇談会等開催への支援
各制度の普及推進優績者の表彰
厚生委員会の運営